

西淀川区社会福祉協議会 行動計画

仕事と家庭の両方において職員がともに貢献できる職場環境を作るため、次のよう
行動計画を策定する。

1 計画期間 令和5年8月1日～令和7年7月31日

2 目標と取組み内容・実施時期

目標：年次有給休暇の取得促進を図る。

<取組み内容>

- ・年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ・毎月本人へ有給休暇の取得状況を通知し、日頃から年次有給休暇の取得を促す。

(令和5年8月～)